島根県監査委員公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、島根県知事及び島根県教育委員会教育長から 平成26年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。 平成27年10月23日

 島根県監査委員
 角
 智
 子

 同
 中
 島
 謙
 二

 同
 錦
 織
 厚
 雄

 同
 後
 藤
 勇

平成26年度 包括外部監査結果報告書における指摘事項・意見について

- 包括外部監査の特定事件過去の包括外部監査の措置状況について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置等 次のとおり

監査意見

処理方針·措置状況

I 指摘事項及び意見の総括(全般的意見)

1 措置の水平展開がなされていない【意見】

県は、措置状況のフォローアップを行っているのであれば、上記ア)の「実施済み」の項目であっても、単に実施済みと評価して終わるのではなく、措置としてなされた対策のルール化を行い全庁への徹底を図ったり、好事例、いわゆる「ベスト・プラクティス」を全庁に共有したりして、その取り組みを最大限生かすよう努めるべきである。さらには、過去に「措置を行わない」とし、フォローアップをエ)の評価で完了した項目も、後年度の措置内容を適用しうるケースもある(例:【24-48】を【20-24】や【20-25】などへ適用可)。これらのことによって、全庁的に効果が波及すれば、県全体の財政に資するものと考える。

もちろん、中には共有化がうまくいっている事例もある。例えば、【21-12】 にあるように、指摘に基づき、「島根県会計規則」の改正や、「債権管理マニュアル」「権利放棄の提案基準」「債権管理会社への外部委託について」などの制定がなされ、全庁の債権管理ルールの共有化がなされている。この点は評価をしておきたい。

2 「改善する」「留意する」旨の措置で措置済みと扱っている 【意見】

県は、ア)の「実施済み」、あるいはエ)の「行わない(行えない)」または「事案の消滅」となるまでフォローアップをするとしているが、今回の重点監査対象の中には、「改善する」や「留意する」との報告内容をもって、ア)の「実施済み」と結論付けている項目もあった。

県のフォローアップにおいては、政策企画監室のマンパワー上、実際に措置状況がなされていることを現場に対して証拠を求めて確認する作業をすべての措置に対して行っていくには限界があるため、予算が付けられたり、条例や規則が制定されたりして、今後、措置が確実になされると推定すれば、明確に措置の実施自体を確認しなくとも「実施済み」とする場合もあることは充分理解できる。

しかし、上記の例ではそうではない。「記録を残すよう改善する」や「判断ができるよう留意する」など実施の確実性が確かでないものについて「実施済み」としてその後のフォローアップを行っていない。どこまでの状況でOKとするかの基準が揺らぐようでは、せっかくフォローアップのしくみがあっても信頼性に欠けることになる。なお、現在は、政策企画監室において、このような例が実施済みと処理されないように事前整理をしたうえでフォローアップを行っており(P.9【図表1】のとおり)、引き続き適切に取り組んでいくことを望む。

Ⅱ 平成 17 年度監査について

1 島根県の委託料について

No.	1	部局名	観光振興課
概要	観光動態調査の委託料の)積算が業務	量からかけ離れており、

(政策企画監室)

監査結果における意見及び指摘事項に対する措置状況報告並びに過去の意見等に対するフォローアップを行う際などに、全庁で対応すべき事項があれば、全庁に周知する。

(政策企画監室)

監査結果における意見等に対する 措置の実施が不確かなものについ て、実施済みとして処理されないよ う引き続き適切に取り組んでいく。

(観光振興課)

観光動態調査業務が受託可能な業 者を新たに選定し、入札参加者に加

	不適切である。		
	現監査人の見解		
是正済みか否か		是正されている	
今後の改善の余地		あり	
指摘事項・意見区分		意見	

当時は島根県観光開発公社への随意契約であったが、現在は指名競争 入札により行われている。

当時の監査では、集計・分析業務に1名がまる1年かかるような計算となっていることが問題となっていたが、現在では集計・分析業務は人役計算がベースとなっており、この部分の委託料は職種を考慮しない日数で現在79人日である。積算書で単純比較すると金額にして約52%が削減されている。また、委託金額全体としても22%減少しており、指摘の状況は是正されたとみることができる。

しかし、一般競争入札に移行した平成21年以来、6年連続して同一業者が受託していることは、次の2点で検討の余地がある。

まず、競争性確保の点である。県はこの状況を踏まえ、「平成 25 年度 からは指名競争入札に切り替え、県東部『測量及び建設コンサルタント業務』の入札参加資格者に対して入札への参加を促して」きており、結果的に 25、26 年度ともそれまでと同じ業者が落札したものの、競争性確保には法律の範囲内で最大限の配慮がなされている。

次に、業務品質の点である。すべての業務は効率の面だけで語ることはできず、品質が高いことが大前提である。観光動態調査業務が、アンケート調査とそれへの解釈で成り立っているとすれば、品質は得られたデータの解釈の部分に現れるであろう。現在の業者の業務品質が満足のいくものであったとしても、バックグラウンドの違う組織の眼による解釈が入れば、県の観光施策に新たな視点を提供する可能性も考えられる。つまり、さらに効果を上げるために定期的に「違う眼」を入れていくことも必要であると考える。

具体的には、同一業者による受託に最大何年と期限を設けるなどして、 定期的な指名替えを行うことも一つの方法として検討されたい。 えるなど、入札が固定化しないよう 検討している。

No.	2	部局名	観光振興課
概要	観光動態調査の委託の目	目的に基づき	、委託の質と量を明確に
	すべきである。		

現監査人の見解是正済みか否か是正されている今後の改善の余地あり指摘事項・意見区分意見

まず、指摘内容は「観光動態調査の目的とそれに対する調査の精度、 深さ(質と量)を絶えず明らかにしておくべきだ」と委託内容の継続的 な評価を問題としているのに対し、県の措置は「現在の観光動態調査の (観光振興課)

同上

質(と量)は必要最低限である」と現時点での必要十分性を主張するだけの回答であり、噛み合っていない。まず、この点を指摘しておきたい。 次に、指摘に対する改善状況であるが、まず、質と量の点では、毎期、ベーシックな部分で「観光入込客統計に関する共通基準(以下、共通基準と称す)」に基づいた調査委託が行われていることは、他の都道府県などの比較や官公庁での統一的把握などの要請から当然といえる。

さらに、県は、調査地点、調査回数(日数)、統計項目などにおいて、独自基準を設定し、それらについて毎期の仕様書の検討にあたり追加、削除を行っており、県としての検討は十分なされていると考える。

また、目的への適合性という点でも、毎期の観光動態調査報告書の評価は、調査結果から見えてくる課題が県として予算事業の企画や制度設計に役立つか、また観光関連事業者のマーケティングにも役立つかどうか、といった目的への適合性に重点を置いてなされており、十分といえる。

しかし、委託が効率的であったかについては特段の評価はしていない。 委託の方法を入札に変更したことにより、一定の効率性の向上は図られ ているとはいえ、【17-04】に述べたとおり、同じ委託先への委託が続い ており、相互に依存関係が働いて質と量の検討は不明確になりがちだと 思われる。常に効率性を意識するためにも、いくら入札であっても委託 先の定期的な見直しはシステムとして必要であると考える。また、当然、 県の「事務事業評価」においても毎年度事業の振り返りが行われている が、H25年度の当事業の事務事業評価シートを閲覧したところ、効率性に ついては「コストの削減A削減の余地がない」「県負担の削減A削減の余 地がない」と記載されているのみである。具体的な根拠があっての記述 だと信じたいが、振り返りのしくみとして当該シートに意義があるのか、 疑問を抱かざるを得ない。

島根県は人口が少なく、内需に乏しい。産業振興の上で県外からの人の流れは県勢の維持拡大にとって決定的に重要となる。県も2008年に「観光立県条例」を制定、「神々の国しまね」プロジェクトの推進など、その認識を強く持っていることは改めてここで述べるまでもない。観光動態調査は、そうした観光振興政策を設計する上で非常に重要な調査である。その意味でマンネリ化は大きな敵である。今後も、調査の規模を維持するだけでなく、ときに政策的に調査の拡大が必要な場合もあろう。そうした際にも調査の質と量に徹底的にこだわり、調査目的と調査結果のバランスには厳しい目を光らせていくことを望む。

No.	3	部局名	情報政策課
概要	情報システムを委託し、	さらに委託	先が再委託する場合に、
	再委託先にも委託先と同程度の情報管理を求める必要性がある		
	のではないか。		
現監査人の見解			

(情報政策課)

県が、再委託先における情報管理の履行状況を管理・監督できるように、「島根県情報通信システム調達標準」で定める委託契約書の条項、特記事項を、平成27年5月22日付

是正済みか否か	是正されている
今後の改善の余地	あり
指摘事項・意見区分	意見

島根県は、「情報セキュリティーポリシー」の中で、委託者に島根県の情報資産の取り扱いに従事させる場合には、契約書に基づき情報セキュリティーポリシーを順守させるための必要な措置を講ずるものとしている。そして、「島根県情報通信システム調達標準」の中で、島根県の情報資産の取り扱いに関する島根県と受託者の契約上の権利義務を定めた委託契約書の書式例を示している。その書式例には、島根県の情報資産の取り扱いに関して「保護すべき情報の取り扱いに係る特記事項」を特に定め、受託者が遵守すべき情報管理の方法を詳細に規定するとともに、島根県が受託者の情報管理の状況を臨時調査する権利を有することとし、もし受託者の情報管理に不適当な点があれば、島根県は受託者に対して是正に必要な指示をする権利を有し、受託者はそれに従い是正する義務を負うこととしている。

島根県は、実際の契約に際しても、この書式例に従い契約を締結して おり、受託者に対する情報管理は適切に実行されていると評価できる。

また、再委託の場合の情報管理についても書式例で定められている。 それによると、原則として再委託を禁止するとともに、例外的に再委託 をする場合は、受託者はあらかじめ島根県の書面による承諾を得なけれ ばならないとし、その際に、受託者は島根県に対して再委託先に対する 個人情報の管理方法等を書面で提出しなければならないとしている。ま た、再委託先には、受託者が前記「保護すべき情報の取り扱いに係る特 記事項」に基づき負う情報管理義務と同等の義務を有し、それを順守す る旨の誓約を求めるとともに、受託者は再委託先の当該誓約書を島根県 に提出しなければならないとしている。

このように、再委託先についても受託者との委託契約において、受託 者と同等の情報管理義務を負わせている点は評価できる。

しかし、再委託先の情報管理については、契約上は受託者の権限と責任の下で行われる。島根県は受託者に対して再委託先の誓約書を提出させるものの、その誓約書をもって島根県が再委託先の情報管理について直接介入できるわけではない。再委託先の情報管理について受託者に第一義的な権限と責任を負わせるのでは、情報漏えい等の事故が生じた際に島根県への報告が遅れ、事故に対する迅速かつ適正な対処が行えない場合が生じたり、受託者の再委託先に対する是正のための指示が不適切で被害の拡大を生じさせるなどの危険性があるのではないか。再委託先の情報管理については、島根県が受託者を通じて間接的に管理するのではなく、直接的に管理できることが望ましいと言える。

このためには、「島根県情報通信システム調達標準」で定める委託契約 書の契約条項または特記事項に島根県が再委託先の情報管理に直接介入 できる規定を設けるなど、再委託先の情報管理のあり方についてさらな けで改正した。

今後も、再委託先も含めた委託先 における適正な情報管理に努めてい く。

No.	4		部局名	建築住宅課
概要	県営住宅の管理の委託について、競争原理が確保されていな		争原理が確保されていな	
	いのではないカ	いのではないか。		
	現監査人の見解			
是正済みか否か 是正されて		ている		
今後の改善の余地 あり		あり		
指摘事項・意見区分 意見		意見		

島根県は、現在、県営住宅を島根県住宅供給公社に管理代行させている。管理代行は、公営住宅法第47条に基づくもので、島根県はこの法律に基づき島根県住宅供給公社に県営住宅を管理代行させているのである。

この管理代行について、公営住宅法に競争原理の確保を求めた規定はない。しかし、公営住宅法第47条第5項は、管理代行に要する費用の負担については事業主体(島根県)と(島根県)住宅供給公社とが協議して定めるものと規定している。したがって、島根県が島根県住宅供給公社との間で管理代行費用の負担額につき協議するに際して、過大な管理代行費用とならないよう管理代行費用の合理的な積算が求められているといえる。よって、県営住宅の管理費用について合理的な積算の必要性を指摘した前回監査の趣旨は、管理代行における管理代行費用の積算についても同様に当てはまるものと考え、管理代行制度のもとにおいて、管理代行費用の合理的な積算がなされているか調査することにした。

この点、島根県は、平成21年度より、県営住宅について、島根県住宅供給公社との間で県営住宅の管理代行契約及び家賃等の収納委託に関する契約を締結している。島根県は、前年度(平成20年度)、島根県住宅供給公社に県営住宅を指定管理させていたが、その際の人件費の積算については、全体で22.7人役を要するとして人件費を積算していた。しかし、平成21年度に他市(浜田市)が島根県住宅供給公社に対して市営住宅を管理代行させたことによる1戸当たりの管理コストの減少(スケールメリット)により1.2人役を削減し、平成21年度は島根県の負担分を21.5人役として人件費を積算した。ここでいうスケールメリットとは、例えば、物を大量に仕入れれば仕入コストが減少するのと同様に、島根県住宅供給公社の管理する住宅の戸数が増えれば増えるほど、管理の共通化、効率化等により1戸当たりの管理コストが減少することを意味する。平成22年度以降も同様に他市が管理代行に移行したことによるスケールメリットにより、平成24年度までに島根県の人件費の負担分は3.9人役削減された。

しかし、平成24年度までの人役算定は、島根県住宅供給公社の管理実態に即した人役算定になっておらず、島根県がこれくらいの人役が必要であろうとの想定に基づいた人役算定であったがために、その想定人役

(建築住宅課)

管理代行費用の増加については、 平成23年度から建築基準法第12条の規定に基づく建築物(県営住宅)の定期報告業務及び平成24年度から計量法に基づく量水器更新業務を管理代行業務に追加したためであるが、この業務は、県が直営で行うことに比べ、管理代行者に行わせるほうが合理的であると判断し追加したものである。

維持修繕費については、一括発注でコスト縮減が見込まれる計画修繕は県が行い、管理代行者はスケールメリットが働きにくい個別修繕のみを実施している状況にあるため、直ちに費用を減少させることは困難であるが、引き続き合理的な積算に努める。

が過剰になっている可能性も否定できなかった。そこで、島根県は、島根県住宅供給公社の実態を反映した人役算定をするために、平成 25 年度の人役算定を、島根県住宅供給公社の松江住宅事務所の管理状況を踏まえた上で、2,000 戸を管理する場合の必要最低限の人役を 7 人役として、それまでの人役算定を全面的に見直した。結果として、平成 21 年度の1戸当たりの1人役の単価が16,401円/戸であったのが、平成25 年度には15,907円/戸に減少した。

島根県が、管理代行費用のうち人件費について、島根県住宅供給公社 の管理実態に即した人役算定により合理的な積算をしている点について は評価できる。しかし、管理代行費用全体で見ると、島根県の負担額は、 平成 21 年度が 159,788,811 円,平成 22 年度が 164,267,000 円、平成 23 年度が 182,904,762 円、平成 24 年度が 189,700,363 円、平成 25 年度が 190,362,767円と増加の一途を辿っている。県営住宅の管理戸数に大きな 増減はないため、島根県の管理代行費用のうち人件費の負担額はほぼ一 定であるから、人件費以外の管理代行費用が毎年増加していることにな る。島根県住宅供給公社の管理代行業務が拡大しているために人件費以 外の管理代行費用が増加しているものと考えらえるが、そこで人件費と 同様にスケールメリットを働かせることにより、人件費以外の管理代行 費用の増加を抑えることはできないのであろうか。そもそも、人件費を 含めて県営住宅や他市の市営住宅等の管理代行費用については、各自そ れぞれが管理代行費用を積算し、島根県住宅供給公社と協議して決定し ているが、管理代行制度は、「一団の住宅施設として適切かつ効率的な管 理を図る」(公営住宅法第47条)ものである以上、管理代行費用を積算 するに当たっては、島根県や他市を含めた全体で管理代行費用を積算し なければ合理的な積算などできないのではなかろうか。個別の交渉では 交渉力に秀でた者(島根県であろう)の交渉の結果のしわ寄せが交渉力 の弱い者(他市であろう)に及び、サービスの格差やサービスの質の低 下等が生じ、「一団の住宅施設として適切かつ効率的な管理を図る」とい う管理代行制度の制度趣旨に悖る事態も危惧される。島根県においては、 管理代行費用の合理的な積算の有り方について、さらなる検討と改善を 求める。

No.	5		部局名	政策企画監室
概要	委託効果の測	定をコスト	、質、量の	観点から委託自体の是非
	も含めて明確に	行うべきで	ある。	
現監査人の見解				
是正済みか否か 是		是正されて	ている	
今後の改善の余地 あり				

① 委託可否判断の記録について

意見

指摘事項,意見区分

指摘は、「委託」に関し、委託の可否判断にあたっては人件費を含め

(財政課)

各部局において業務の外部委託を 計画する場合は、その必要性がわか るように整理するよう指示した。

また、予算策定時においては、予 算要求指針や予算要求チェックリス トを通じて、各部局に対し、成果重 視の観点から、投入した予算、人員、 時間等から得られた効果の検証を十 分に行うよう求めており、引き続き、 たトータルコストで判断すること、事業目的達成のための必要十分な事業の質・量を認識して、委託後には委託内容が対価に見合っていたかだけでなく、事業廃止や民営化など委託そのものの是非を含めて振り返ること、といった内容である。

ところが、措置内容を見ると、委託に限らず、事業の評価や行政改革の全体について述べられている。これは、直営か委託かの比較検討や振り返りをする場面を考えれば、事業の計画、予算要求、行政評価といった場面となり、そうした県の事業のPDCAの中で事業の効率性や効果についてどういう検討をしているかを回答したものだと解される。

実際に委託か直営かの比較検討が必要な事業というのは少ないのかも しれないが、そうした少ないケースであっても、職員がやるならこれだ けの人役がかかり、コストがかかる、委託すればこれだけの委託料がか かる、職員がやるならばこれだけ時間外勤務が増えて労働環境が悪くな る、職員では時間ばかりかかって効率が悪いのではないか、それならノ ウハウを持った専門家のいる業者に委託する方が良いのではないか、と いった検討がなされているはずである。

我々はそれを監査で検討しようとしたが、それは予算要求の前段階で各所属で行っているものであり、議事録など定まった記録は残されていないとのことであった。こうした事前検討の記録は、事業終了後に事業を評価する際に有用な資料となると考えられる。県が行政文書の削減に取り組んでいるなかでこうした指摘もなかなかしにくいが、この検討過程はぜひしっかりと記録に残し、委託に出した、あるいは直営で行ったことの当否の判断に活かしてほしいものである。

② 行政評価システムについて

措置の中で行政評価システムについて触れられている。このシステムは、i) 効率的で質の高い行政の実現を図る、ii) 県民の視点に立った成果重視の行政の実現を図る、iii) 県民に対する行政の説明責任を果たす、という3つの狙いをもって行われている。監査の中ではあえて「委託」の視点に限らず、行政評価が本当に事業の改善に反映することに役立っているのかを検討した。

(a)評価サイクルの「速さ」について

内容的に見ると、まず、このシステムの運用サイクルは1年であるが、例えば「X年度の事業」について考えると、X-1年夏から計画をはじめ、秋に予算要求、X年度の実施を経て、X1年5、6月に事業評価を行い、その結果出てきた「課題」をX1年の秋の予算要求に反映し、X2年の事業に反映させるという形で、ある年度の事業の評価結果を受けての課題は、実際は次々年度にしか反映されず、「サイクルの1年遅れ」があるのではないかとの懸念があった。

この点について、監査で「事務事業評価シート」のサンプルを徴取して確認したところ、X年度の評価で「目標を達成するための課題」として挙げられた項目について、通常のケースでは、例えばX1年の5、6

人件費を含むトータルコストを意識 した事業設計に努めていく。

(政策企画監室)

事業の委託可否の判断や、その当 否の判断に当たって、事業の人件費 を含むトータルコスト比較は重要で あると考えているが、行政評価に関 しては、評価作業そのものに要する コストに鑑み、今年度から課題解決 や成果の検証に特化した評価を行う 方向で実施方法を見直し、トータル コスト把握のための人役算定は行わ ないこととした。 月に評価を実施し、X1年末の予算化を経てX2年度に新規事業として 実現しているものの、速いケースでは、X1年6月の県から国への「提 案・要望書」において早速要望が行われ、県予算でもX1年度9月補正 予算に反映されたケースがあった。

こうしてみると、行政評価システムは、県全体の事業について一斉評価を行うフォーマルな仕組みであり、実際は、年度途中であっても県は緊急度に応じて補正予算への反映や国への要望などをタイムリーに行っている。この点は評価に値するといえよう。

(b) コストの範囲について

今後の改善の余地

指摘事項・意見区分

また、事務事業のコストについては、直接の事業費だけでなく、職員 給与費も含めて検討していることから、H17年度で指摘のあった「総コ ストでの検討」については、この行政評価システムの運用によって改善 されているものと解することができる。

ところで、県では、今後は行政評価を事業の成果の検証と課題解決に 向けた成果重視へシフトしたいと考えているようであり、行政評価から 人役及び職員人件費のデータを除く方向のようである。

確かに財政健全化や 1,500 人の削減によってトータルの人件費は抑えられており、ミクロ的な人件費の把握に労力をかける必要は以前ほど高くはない。また、もともとこの行政評価の人役データもさほど厳密な計算ではなく、年 1 回の振り返りにより個人の総時間を各事業に割り振っていただけであるから、その方向への変更は行政評価システムとしてはさほど問題視すべきではないかもしれない。

しかし、だからといって事業を委託するか否かの判断にあたって、あるいは選択の当否を判断するに当たって、事業にかかる人件費を無視してよいことにはならない。【19-05】などにも記載しているが、投入した直接コストと効果を対応させた効果測定自体は必要である。我々は行政評価システムにこだわるつもりは全くないので、当欄の①でも記載した事前(予算策定時)と事後(事業終了後)のトータルコスト比較を含む成果の評価をどのように確保していくのか、明確な対応を望む。

	No.	6		部局名	審査指導課
	概要	契約相手の固定化等による委託者と受託者との間の緊張感の			
		喪失を防ぐ何らかの方策が必要ではないか。			
	現監査人の見解				
是正済みか否か 是正されている					

あり

意見

前回監査を受け、島根県は、地方公共団体の契約方法は一般競争入札が原則であり、例外的に随意契約とする場合でも、契約過程の公正の確保や適正価格の把握に努め、適正な契約の締結を行うよう特に配慮する必要があるとの認識のもと、平成18年3月6日付けで、島根県出納局長

(審査指導課)

「随意契約についての標準的な考 え方と具体的事例」に随意契約の事 務改善事例等を記載することとし、 事例を収集している。

また、以下の方法により随意契約 事務の適正化に努めている。

①支出審査

日常の支出審査において、「随意 契約取扱指針」等に沿った契約が行 われているか審査を行う。

②会計検査

から各所属課に宛てて、「随意契約事務の改善について」と題する書面 により、全ての随意契約について総点検のうえ契約方法の改善に取り組 むよう通知がなされた。

同通知では、随意契約のうち特定の一者のみを契約の相手方とする「一 者随意契約」について特に慎重かつ厳正な運用を求めている。

また、同通知では、別添として「随意契約取扱指針」及び「随意契約 についての標準的な考え方と具体的事例」を添付しており、各所属課の 具体的に前記取組みを行い得るよう配慮することで、各所属課が随意契 約事務の改善に実効性を持たせている。

実際の運用についても、例えば、「一者随意契約」を複数年に渡り継続して行う場合には、契約更新時において、社会経済情勢の変化や前年度の実施結果の検証等を踏まえ、仕様書や積算の見直しを行い、予定価格を設定するなど、予定価格の合理性、適正性に特に配慮している。また、島根県出納局では、支出審査時や会計検査時において、各所属の個々の契約が前記運用に従い適正に実施されているか確認している。

以上のとおり、島根県においては、全庁的観点から、随意契約事務の 改善に向けた取り組みが実施されており、その点は高評価できる。

ただし、前回監査人の指摘にあるような、「3年以上同じ委託先への 委託が続いた場合には委託を全体的に見直す等のルールを作る」ことに 関しては、契約目的や契約態様の多様性から一律に契約年数を限定した 形でのルールの設定が難しいなどの理由により実現には至っていない。

この点、島根県広聴広報課では、県政の広報誌について、3年に一度、 企画コンペを実施して広く企画を募り、その中から一番優れた企画を提 案した業者と随意契約を締結する独自の取組みを実施している例も確認 できた。一律の見直しルールの設定が難しいとしても、このような取組 みを、例えば、前記「随意契約についての標準的な考え方と具体的事例」 に載せることで、随意契約事務の改善のノウハウの共有化により、全庁 的な観点から、より随意契約事務の改善を図ることが期待できるのでは ないだろうか。

したがって、島根県においては、引き続き、随意契約事務に係る前記 運用を徹底するともに、適時「随意契約取扱指針」及び「随意契約についての標準的な考え方と具体的事例」の見直しをするなどして、随意契約事務の改善に向けた取り組みを継続されたい。 平成 27 年度の会計検査における 「重点検査項目」として一者随意契 約について検査する。

③会計事務研修

平成 27 年 6 月の会計事務研修に おいて、随意契約の適切な執行につ いて説明を行った。また、今後の研 修においても説明していく。

2 島根県土地開発公社について

No.	1	部局名	土木総務課
概要	中国横断・山陰自動車道	首用地取得事	務について、用地先行取
	得の事務量の減少に伴い、	経費削減の	点から土地開発公社(以
	下、この「2.島根県土地	也開発公社に	ついて」では「公社」と
	略す) への委託をやめて、	県自体で実施	施すべきではないか。

現監査人の見解

(土木総務課)

より一層の経費節減に努めるとと もに、国に対しては、事務費積算の 対象となる比較的安価な山間地にお ける用地補償費の状況を踏まえた基 準とするよう要望していく。

今後の改善の余地	あり
指摘事項・意見区分	意見

山陰道の用地取得については、H17(監査)およびH18(措置公表) 当時とは、以下のように用地取得の委託関係が完全に異なっている。

まず、H17年当時は、国から県が受託し、その際、県の要員不足を補 うため、公社へ必要人役を計算して再委託をしていた。

それに対し現在は、国から公社が受託し、それを県に再委託している。 その際の県の要員不足を補うため、県へ公社職員を出向させ、県職員と 公社からの出向職員は一体となって公社名義の土地取得業務を行ってい る。取得された土地は国が4年間で再取得するが、その財源には用地国 債を設定して充てている。なお、当該出向職員については、県が人件費 の負担を行っている。

こうした委託関係となった背景には「用地取得業務の今後のあり方に関する検討会」の検討内容がある。その概要は、①用地取得業務の複雑さに対して県では人事異動が伴うため用地取得スペシャリストの育成が困難である、②財政健全化の観点から用地取得の合理化を進めるべきである、という2つの課題を解決するために、公社を用地取得人材の育成機関として活用すべきというものである。公社職員であれば継続して用地取得業務にあたることが可能であるし、専門性を高めることで人件費削減など効率化も期待できるという考え方である。

確かに現在も、H17年度当時と比べても、山陰道、松江北道路など、依然として用地取得需要はあり、県職員だけで用地取得を実施できる規模にはなく、公社職員の活用も意義のあることと考える。また、H17年度の指摘の通り、確かに、将来的にそれらの道路が完成すれば、業務量だけでいえば県職員だけで実施できる規模に縮小する可能性があるが、取得すべき用地が漸減するなかでも、地権者の権利意識の向上、補償基準の細分化・複雑化などにより案件1件当たりの難易度は上がってくると思われ、対象用地がゼロにならない限りにおいては、経験と能力が求められる用地取得スペシャリストの養成機関として公社を位置づけることは経済合理性からもそれなりに意義のあることと考える。

<仕組みの妥当性について>

この仕組みは、国の公共事業費の平準化または削減により、通常予算による取得では時間を要することから、早期工事着手のために公社が国の依頼に基づき先行して用地取得するものである。県が直接受託をしないのは特別会計を組む煩雑さを避けるためであり、合理性がある。

<金額の妥当性について>

平成25年度の例では、山陰道建設の用地取得にかかる事務費全体について、国から委託料として支出された金額は、平成13年の国土交通事務次官通知に基づき、主として用地取得費に対し全国一律の基準で計算された約13百万円(県再委託分)であったのに対し、要した経費(人件費以外も含む)は約20百万円であり、差額約7百万円を県が負担した形とな

っている。この金額は最終的に県の負担となる可能性がある。特に山間 部は土地の価格に比して筆数が多いため、工数がかかり、用地取得費を 基にした事務費の算出では地元負担が大きくなる傾向がある。つまり、 最終的に国の資産となるものを県の負担で取得する状況が続く可能性が ある。

高速道路の整備による経済効果は非常に大きなものがあるため、国の 事業であるとはいっても、地元がある程度の負担を行うことは差し支え ないが、都会地と異なる山間地の用地取得状況の現実を根気強く国に説 明して、事務費の負担基準を変更するなど、県の負担を減らしていくこ とが望まれる。

No.	2	部局名	企業立地課、土木総務課
概要	公社の分譲用地について、処分を早急に進めるべきである。		
	また、公社のあり方も、	見直すべきて	ごある 。

現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されていない	
今後の改善の余地	あり	
指摘事項・意見区分	意見	

工業団地の未分譲地は、公社の所有であるが、県と公社は一体と考えられるため、県にとっての大きな不良在庫であり、その処分は県財政健全化基本方針にも掲げられている重点項目でもある。売れない間は土地の形で県の資金が眠っていることになり、県の他の必要な政策実施への制約を生じている。具体的には、H25年度末で石見臨空ファクトリーパークが44億円、ソフトビジネスパークが49億円、計93億円の分譲残がある。うち、18億円は現在賃貸中である。公社の借入金は、H25年度末で116億円(土地造成事業分93億、公有地取得事業分23億)あり、総資産に占める割合は約81%(うち土地造成事業分は65%)に達する。利息の支払いは年間56百万(土地造成事業分50百万円、公有地取得事業分6百万円)となっている。

	健全化	と計画	現状		
	平成 17	平成 22	平成 25 年度末		
	年度末	年度末			
(単位	実績	計画		実績	
: 百万円)			分譲中	賃貸	計
石見臨空ファ					
クトリーパー	4, 744	4, 145	4, 204	181	4, 385
ク					
ソフトビジネ	5, 215	2, 797	3, 310	1, 597	4, 907
スパーク島根	0, 210	2, 191	3, 310	1, 597	4, 907
合計	9, 960	6, 942	7, 513	1, 779	9, 292

<現状の対策>

(企業立地課)

県営工業団地については、企業立 地による産業の高度化や雇用機会の 拡大を目指す上で必要なインフラと 考えている。

今後も企業にとって立地の魅力が 増すように、分譲価格の引き下げ(用 地取得費助成) や土地リース制度の 運用を含めて不断に見直しを行って いく。 まず、売却にこだわらず賃貸(定期借地)を進めている点は、18億円の 土地に対し賃貸収益が年間わずか43百万円(H25年度)と、造成資金の回 収に対する寄与は微々たるものであるが、それでも雇用や経済効果を考 えると評価しうるものである。

県では誘致に積極的に取り組み、誘致インセンティブとなる企業への 投資・雇用の助成金制度がある。新規進出の場合、固定資産の取得と雇 用に対し、石見臨空ファクトリーパークは最大で15億円、ソフトビジネ スパークも最大12億円の助成を行う。近年は助成限度額の上限アップ、 産業高度化加算、過疎地域立地加算など助成割合の加算も追加的に行わ れている。また、金利優遇も拡充されてきている。

借入金については、県の土地開発基金を公社に貸し付けており、利息の軽減を行っている。また、近年は市中銀行からの借入を減らして県からの借入に借り換える傾向にある。

県は、是正措置にもある通りH18年10月に、長期にわたる保有地の処分計画を中心とした健全化計画を策定している。当該計画を見ると、経営健全化のためには造成土地の売却促進が柱であるとして、H22年度までの5年間で造成土地額を約100億円から70億円に削減する意欲的な計画である(前頁の表のとおり)。県のストーリーとしてはここで得られた資金で借入金を減らす計画であったと思われる。

<対策についての課題と提言>

しかし、表に示すとおり、売却は健全化計画策定時からほとんど進ん でいない。

誘致を積極的に行うと言えば聞こえはいいが、上記土地開発基金を用いた公社の利息負担軽減も、誘致インセンティブとしての助成の拡充も 短期的には県の財政負担となる。

また、H20年度以降の最終損益は毎期黒字であるが、これは固定費の削減や県への出向などでの人件費削減であり、これも県の負担である。つまり、県と公社を一体としてみれば効率化しているとは一概には言えない。

またマクロ的にも、今後、県の土地需要が上向いていくことは考えに くい。

であるならば、造成に要したコストは今となっては埋没原価 (サンク・コスト) であると認識して、当初の価格から大幅に下げてでも早期に売り切った方が良いのではないかと考える。

開発した原価より高く売るというのが商売であるが、いくら商売人でも変えることができるのは将来だけである。商売として考えるのであれば、県は投資以後の意思決定のしかたがまずく、その結果、県は必要のない苦労をしている可能性がある。県はサンク・コストについてもっと考えるべき(=逆説的だが「サンク・コストを無視すべき」)である。

サンク・コストとは、これからの意思決定に影響を受けない原価であり、意思決定に関連しない原価(非関連原価)のことである。

例えば、開発土地の売価を100万円にするか、50万円にするかの意思決定においては、当初の造成費用は意思決定にかかわらず発生しているサンク・コストである。

したがって、当初の造成費用がいくらであろうと、この金額を意思決定の要素にすることは不適切である。つまり、造成費用がもったいないという考え方はできない。

例の意思決定においては、10年間のスパンをとると、100万円で売れても10年後であれば、10年間の経済効果はゼロ。その上、広告宣伝費、助成金、金利負担でコストがかかる。その分、100万円で売れることの効果は減殺される。

50万円で2年後に売れれば、まず、売却額50万円の収入があり、そこから8年間は企業の利益、雇用効果があり、財政収入や地域経済にプラスとなる。一旦売れたら広告宣伝費などの追加コストはかからない。

単純な想定ではあるが、効果を考えれば100万円で売っても、50万円で売っても、大差はなく、むしろ早く売り切った方が効果は高いケースも多い。

従って、値下げしてでも、売り切るべきである。極論すれば売価はゼロ円でもよい。元の売価 100 万円で売れる確率が 50%なら、その収益の期待値は 50 円で、0 %ならゼロ円である。売却の確率見込で算出した期待値以上であれば確率論的には儲けと考えてよいのである。また、その方が経済効果があり、雇用効果もあるから、今後の県財政に寄与するのではないだろうか。少なくとも過去に開発してしまった工業団地は持つためではなく、売って、工場を立てていただいて、雇用や経済効果を生むための施策であるとの認識は県も同じであるはずだ。高速道路の開通待ちでは時間がかかりすぎる。現在の立地で魅力がないなら価格を下げるべきで、助成金などの形で、県の財布から新しいお金を支出することは避けるべきである。

ただ、上述のように賃貸を推進する方向で進めるならそれはそれでも 良いと考える。ここではあくまで売却を前提に提言をさせていただいた。 <個別の提言>

① ソフトビジネスパーク島根

「しまねスタイル」などの情報発信、人材確保支援などを行い、 Ruby関連企業やBPO(Business Process Outsourcing;事務系業務の外部委託)などの候補地として競 争力を持ち始めており、比較的有望である。それでも新たな支出や負担 を伴う誘致は行うべきではなく、値下げによって売り切るべきである。

② 石見臨空ファクトリーパーク

高速道路整備が前提であり、かなりの長期戦覚悟である。

道路整備など交通アクセスがネックになるというのなら、交通アクセスがさほど重要ではない業種、つまり毎日毎日トラックが出入りする必要のない業種、例えば、ダイキンアレス青谷(鳥取)のような、グロー

バル研修所のようなものを誘致することを視野に入れてもよい。都会からの隔絶性が逆に「売り」になる例はたくさん見つかるのではないだろうか。

Ⅲ 平成 18 年度監査について

県税の賦課徴収事務について

No.	1		部局名	税務課
概要	徴税吏員証・検税吏員証		の管理に問題	 がある
	現監査			
是正済	是正済みか否か 是		こいる	
今後の改善の余地		あり		
指摘事項・意見区分 意見		意見		

前回の監査後、島根県は徴税吏員証及び検税吏員証について、平成19年6月29日の総務部長通知により、所属長による毎月の所持管理状況の確認により管理を行っていたが、平成26年8月及び9月に紛失事案が2件相次いで発生した。

徴税吏員証及び検税吏員証は県税徴収に関する滞納処分等の権限を有する者を証明するものであり、その悪用を防止するためにも紛失等があってはならない。確かに、平成19年6月29日の総務部長通知により毎月の確認は管理簿上で行われている。にもかかわらず、今回の2件の紛失事案が発生したということは、日常の管理が形骸化していたのではないかとの疑問を持たざるを得ない。今回の監査においても、税務課が毎年行う税務事務調査結果を閲覧したところ、一部に吏員証の確認は行っているもののその結果が管理簿上記載されていないという報告もなされており、管理体制が統一化されていないケースも見受けられた。

島根県は、上記紛失事案の発生を受け、改めて吏員証確認事務の事務 分掌への明記及び週一回以上の吏員証確認などを定めて平成 26 年 9 月 18 日の総務部長通知で再度徹底を図っている。また、持出頻度の少ない 職員の吏員証を課長が一括で管理する体制を構築し、さらに吏員証を業 務上持ち出す際には記録簿により管理したうえで吏員証を首下げ式にす るなど再度の紛失防止や、万一紛失した場合の速やかな報告など必要な 対策を講じている点で一定の評価はできる。

この再度の徹底により、徴税吏員証及び検税吏員証を保持する職員各 自の管理意識を高め、今後このような紛失事案が発生しないよう努める とともに、万一紛失した際に悪用がなされないよう迅速な対応に努めて いただきたい。

(税務課)

「徴税吏員証及び検税吏員証の適 正管理の徹底について(通知)」(平成26年9月18日付総務部長通知) を徹底するため、各県民センター管 理職員を対象とした下記の会議において、職員各自の管理意識を高め、 紛失事案が発生しないよう改めて再 発防止策の徹底を促し、再発防止に 努めた。

- ・(平成 26 年度)平成 27 年 3 月 6 日県民センター税務担当部長・事務所長会議
- ・(平成 27 年度) 平成 27 年 4 月 28 日 同上

また、万一発生した場合は、紛失 した吏員証を無効とした旨をホーム ページで広報するなど悪用がされな いよう迅速に対応することとした。 引き続き、再発防止に努めていく。

No.	2		部局名	税務課、情報政策課
概要	自動車税の住所変更手続		きの周知が	必要である
	現監査人の見解			
是正済	是正済みか否か 是正されて		こいる	
今後の改善の余地あり				

(税務課)

住所移転時の自動車税に係る住所 変更は、インターネットによる電子 申請(しまね電子申請サービス)の ほか、電話やFAXで手続きができ

指摘事項,意見区分

意見

島根県は、住所移転時の自動車税に係る住所変更について、インターネットによる電子申請(しまね電子申請サービス)のほか、電話やFAXで手続きができることを周知している。

具体的には、納税通知の封筒への記載及びチラシの同封、県や市町村、 税務署等へのチラシ配布、県のHPによるお知らせ、県政広報ラジオ、 山陰中央新報の県民だよりによるお知らせなどで周知をしている。

自動車税の納税者住所移転情報の捕捉漏れ等を確実に防止するためには、住民票データと自動車税の住所データとを連動させるシステムの構築などの取組みが必要と思われるが、制度面や運用面での課題も多く、将来的な課題といえる。

したがって、島根県においては、引続き前記周知を継続するとともに、 前記システムに関する調査、研究をされることを求める。 ることについて、納税通知書の封筒 への記載及びチラシの同封、県や市 町村、税務署等へのチラシ配布、県 のHPや、県政広報ラジオ、新聞に よるお知らせなどの広報媒体を活用 して周知している。

住民基本台帳データと自動車税の 住所データとを連動させるシステム の構築については、住民基本台帳の データを一括して自動車税の住所デ ータに取り込むことは、現在認めら れていない。

今後、社会保障・税番号制度の導入による地方公共団体間の情報連携の開始や、自動車保有関係手続におけるワンストップサービスの全国運用が進んだ場合には、それらの住所情報を利用することができないか検討する。

Ⅳ 平成 19 年度監査について

No.

商工労働部における補助金及び貸付金について

概要	公益社団法人島根県観光連盟(以下「観光連盟」という)と		
	県との役割分担を明確化すべきである。		
	現監査人の見解		
是正済	みか否か	是正されている	
今後の改善の余地		あり	
指摘事項·意見区分		意見	

部局名

観光振興課

県は、措置を受けて、H22年度から23年度にかけて外部有識者を加えた「島根県観光連盟のあり方検討委員会」を設置し、観光連盟の在り方について検討した。その結果、現在の基本的な役割分担は次のようになっている。

【観光連盟】

- 誘客宣伝活動
- ・観光資源の育成(ガイドの育成など)
- ・観光業界の人材育成(若手の経営者の研修など)・情報提供
- ・民間事業者の取組支援・調整

【県】

- ・観光振興施策の立案・管理
- ・関係団体の取り組み支援や総合調整(市町村を越えた観光組織の調整)

(観光振興課)

平成22年度から23年度にかけて、 外部有識者を加えた「島根県観光連盟のあり方検討委員会」を設置し、 島根県観光連盟の在り方について検 討を行った。

その結果をもとに、県と観光連盟 それぞれが担うべき役割について、 平成 24 年度以降においても予算要 求時等に段階的な見直し、観光連盟 の組織体制の変更を行っているとこ ろである。

今後も観光を取り巻く情勢の変化などに応じて、定期的に島根県観光連盟との役割分担を検討していく。

- ・情報発信・国際観光など全県共通の取組
- ・観光情報の収集、調査

上記の役割分担の趣旨は、県は主に情報収集、立案、調整など企画の役割、観光連盟は実際の誘客宣伝、業界の人材育成、事業者支援と実働的な役割であると読み取れる。県によると、プロパー人員が存在しており、人事異動の心配がないため、観光連盟には、特に教育旅行(修学旅行)先を島根県に誘致する営業活動など、何年もかかる外部との関係構築をお願いしているとのことである。また、上記検討委員会の報告では、行政組織に比べより迅速な意思決定、柔軟な実行ができるとされている。この専門性、継続性、機動性が独立して存在する意義ということであろう。その意味で当該役割分担には特に違和感はない。ただ、2つの組織が併存する状態では今後も必ず役割分担の議論がついて回ることになるため、定期的に組織の在り方を検討する必要がある。その場合は、

- ①官で担うべき機能は何か、民間に委ねられる機能はないか、また不 要な機能はないか
- ②役割分担がその時代に合ったものになっているか

意見

③グローバルな観点から島根での観光消費を最大化できるか

などの観点から検討を重ねられることを望む。

指摘事項·意見区分

No.	2		部局名	しまねブランド推進課	
概要	日本貿易振興	具機構松	江貿易情報も	アンター運営費補助金の公益	
	上の目的が形式上は明示されたが、効果判定指標がそれに沿っ			効果判定指標がそれに沿っ	
	たものではない。				
	現監査人の見解				
是正済みか否か 是正さ		是正さ	れている		
今後の改善の余地 あり					

しまねブランド推進課は、前回監査人の指摘を受けて、同補助金の目的を、「独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センターの事業活動を支援することにより、県内企業の海外取引を促進し本県産業の振興を図る」と目的を変更している。これにより、同補助金により同センターの事業活動を推進することで、「県内企業の海外取引を促進し、県内産業の振興を図る」というように同補助金の公益上の目的が形式上は明らかになったと評価できる。

しかし、実際の補助金の効果判定指標としては従前から県内企業の貿易相談対応件数を用いているほか、H19年度の指摘に従い、セミナーや講座の開催件数、県内商談会の件数、海外展示会の参加企業数等も効果判定指標として用いているが、同補助金の効果判定指標として、これらで充分といえるであろうか。これらの効果判定指標は、同センターの事業活動の成果を現すものであるから、「県内企業の海外取引を促進し、県内産業の振興を図る」という公益上の目的に対しては間接的であり、ど

(しまねブランド推進課)

新たな指標として「県内の貿易実 績企業数の推移」を加えて効果判定 を行う。 ちらかと言えば依然としてH20 年度の措置以前の目的である「同センターの適正な運営等を推進すること」に対応している。同補助金が「県内企業の海外取引を促進し、県内産業の振興を図る」ことを公益上の目的とするならば、同補助金の効果判定指標としては、H20 年度の措置状況にも記載されてあるように、県内の「貿易実績企業数の推移」等を用いるのが最適と思われる。

以上のとおり、形式的には同補助金の公益上の目的が「県内企業の海外取引を促進し、県内産業の振興を図る」と明らかになっているものの、その効果判定指標は当該目的を真正面から捉えたものではない。したがって、前監査人の指摘に対する措置としては、是正はされているものの不十分と判断した。

No.	3		部局名	中小企業課	
概要	商店街振興組	商店街振興組合指導事業費補助金の効果測定が行われていな			
	V 1°	۷٬۰			
	現監査人の見解				
是正済る	是正済みか否か 是正されて				
今後の改善の余地 あり					
指摘事項・意見区分 意見					

当指摘は、補助金の効果に関する指摘である。

【事業ごとの補助事業の総括について】

まず、中小企業課においては、補助金を基本的に3年スパンで見ており、事業ごとに「3年間の成果と今後の課題」などの形で補助率、補助方法など内容の検討や、補助金の廃止も含めて効果の整理がなされていることが確認できた。また、毎年の予算編成においても、7月の事前協議段階から財政課とのやりとりがメモ程度ではあるが記録として残っていることは高く評価できる。

【企業への直接的な監視について】

個々の補助金1件当たりについて見ると、各企業への補助金について、それぞれ「事業実施効果報告書」が出されている。その様式では、事業効果としての達成度と、当初の予定が達成できていない場合は、対応策を記載することになっており、県のしくみとしては効果の評価と対応ができるようになっている。ただ、多くの補助金では市町村が間に入っており、目標値についても市町村が設定しており、補助金効果の評価には市町村との連携が重要である。県は企業の提出してきた資料について直接の監視を行っていないため、数値の信頼性については市町村に大きく依存しているが、市町村も補助金を1/2負担していることから、企業への評価は充分行っているものと推測され、不正や癒着など虚偽報告の恐れは低いと思われる。それよりも、さらに補助金の効果を上げるしくみとして、補助金の効果が薄いと感じた特定企業に対しては、市町村と合同で現地調査・指導を行えるよう、要綱等で明確にしておくべきであ

(中小企業課)

今年度から実施している島根県地域商業等支援事業において、交付要綱に「知事は、必要があると認めたときは、市町村が行う間接補助事業者に対する調査等に帯同するものとし、市町村及び間接補助事業者はこれを拒んではならない」と明記した。

る。今後とも県としての積極関与の姿勢を期待したい。

Ⅴ 平成 20 年度監査について

1 島根県及び島根県の外郭団体の借入金(金利に関することその他付随 事項を含む)・偶発債務・債務負担行為

2 外郭団体の資産運用

No.	1		部局名	財政課、中小企業課
概要	信用保証協会	を連結	バランスシ	ートの連結対象としない理
	由が明確ではない。			
現監査人の見解				
是正済みか否か		是正されていない		
今後の改善の余地		あり		
指摘事項・意見区分		指摘事項		

「島根の財政(平成26年度版)」には、「9. 島根県の財務4表」の中 に連結財務4表の対象会計範囲が記載されており、その脚注に、

『出資比率が50%以上の法人は、すべて連結対象』

『出資比率が50%未満の法人は、県の関与の度合いに応じて判断』

『出資比率とは、各団体の基本財産に対する県出資金の割合をいう』 と連結対象範囲の基準と出資比率の定義が記載されている。県は、これ が信用保証協会を「連結バランスシート」の連結対象としない理由を明 確に記載したものとしているが、この記述に信用保証協会という名称を 記していない点のみをもっても、理由を明確に記載したものとは言えな いであろう。

ただ、これが理由の記述であるとしても、内容的には認めがたい。 まず第1に、「基本財産」の根本的な概念が異なる。「基本財産」の 定義は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」では、「目的事 業にとって不可欠な財産として定款で定める財産」である。つまり、貸 借対照表の「資産の部」に計上される運用サイドの概念である。公益法 人は一般社団・財団法人の特殊形態であるから、県の出資団体の多くが この定義に当てはまることになる。

これに対し、信用保証協会では、基本財産は「県他から受けた出資額 (基金)」と「過去の収支差額の累計(基本準備金)」とで構成される。 つまり、一般企業の会計でいう「純資産の部」に計上される調達サイド の概念である。

「基本財産」が貸借対照表のどこの部分に来るか、でさえ、信用保証 協会と他の団体では扱いが根本的に異なる。

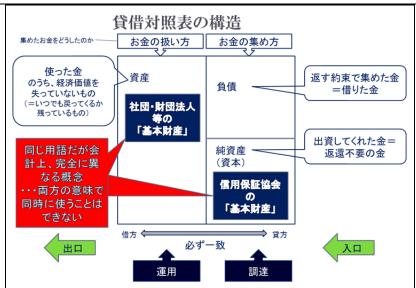
(財政課)

県のバランスシートに連結させる 法人を選定する際の判断基準となる 「出資比率」については、これまで 「法人の基本財産に対する県の出資 等の割合」とし、信用保証協会につ いてもこの取扱いを適用してきた。

他県における信用保証協会の取扱 いを調査したところ、監査人が提案 する手法(基本財産から基金準備金 を除いたものに対する県出資金の割 合)を適用しているのは5県、一方、 本県と同様の取扱いは 40 都道府県 となっており、本県の取扱いは一般 的で、他県との比較をする上でも適 当であり、妥当性を欠くものではな いと思われる。

ついては、今後の取扱いは次のと おりとする。

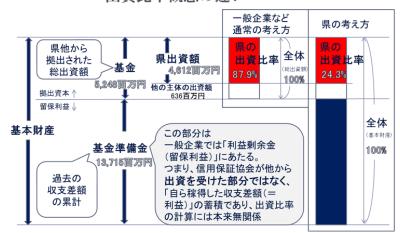
- 1. 県出資比率の取扱い及び連結対 象の考え方は従来どおり
- 2. その上で、従来からバランスシ ートに付記している連結の考え方 について下線部を追記し、より明 確にする。
- ①出資比率が 50%以上の法人はす べて連結対象
- ②出資比率が 50%未満の法人につ いては、県への財政依存度(借入 金、補助金、損失補償) など、県 の関与度合いに応じて判断



第2に、出資比率の概念が異なる。県出資団体では多くの場合、「基本財産」の財源は県などの寄付者から受け入れた指定正味財産を充当している。つまり、純資産側から見れば出資金とほぼ同じと考えることができる。それを用いた出資比率は「県の出資額/総出資額」となる。

これに対し、信用保証協会では、「基本財産」は「県他から拠出された出資額(基金)」と「過去の収支差額の累計(基金準備金)」とで構成される。つまり、出資比率の分母に出資金以外のものが含まれている。「過去の収支差額の累計(基本準備金)」とは、一般企業の会計でいえば、自ら稼得した利益の累積である「利益剰余金」である。それを用いた出資比率は「県の出資額/総出資額+利益剰余金」ということになる。このような利益剰余金が含まれる基本財産を分母に出資比率を計算することは上記の他の団体の計算や一般企業など通常の考え方と大きく異なる。H20年の指摘でも論証されているように、基金準備金によって「出資比率」は低くなる(現在24.3%)のみならず、県が何もしなくとも、信用保証協会に対する「出資比率」は、毎年度変動することになる。

出資比率概念の違い



このように、県が法律上も経済実質上も、概念が統一されていない「基本財産」の用語を、何らの説明もなく、県民に対する情報提供の範囲である連結の対象とするか否かを画する基準に用いていることは不適切で

ある。県民に対し県の財務情報を提供するにあたっては、この概念の統一と連結対象範囲の基準について充分な説明が必要である。

一方、出資比率の計算如何に関係なく、信用保証協会の業務内容が県の行う行政サービスとはかなり異なり、資金量など資産規模も大きいため、連結をすることでかえって県民をはじめ利害関係者に誤解を与えるので信用保証協会を連結対象にしないという考え方もある。利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため子会社を連結の範囲に含めないことは、一般企業でも条件は非常に限定的ではあるが行われていることであり、もしそれが理由であればその旨を理由として開示すればよいことである。

これらのことから、県は、次のいずれかの措置を取るべきだと考える。 ①出資比率の定義を「団体に対する拠出された出資額(総出資)に対する県出資金の割合」とし、その計算によると出資比率が80%を超えることになる信用保証協会を連結対象に含めること。

- ②出資比率に関する定義を①のとおり変え、出資比率が80%を超えると認識したうえで連結対象にしないなら、上記のような実質的な理由を記載すること。
- ③出資比率に関する定義を変えず、信用保証協会をあくまで連結対象としないなら、「島根の財政」の連結財務 4 表の対象会計範囲についての部分で、「信用保証協会を連結対象としない理由(県の関与度合いが低いことなど)」を記載すること。なお、この際はH20年度に中小企業課に対し指摘されているように、「その数値を用いる理由を説明するべき」である(この点はこれまでいっさい措置されていないことを改めて指摘しておく)。

なお、平成 26 年 1 月に総務省より通知された「連結財務書類作成の手引き」において、特別法による法人である信用保証協会についての扱いは明記されていないが、県が総務省に確認したところ、信用保証協会を個別に対象外とすることはない、つまり「第三セクター等」と同様の取扱とする、との回答であった。県は従来から、連結の検討にあたっては、基本どおり総務省の手引き等に沿って運用する方針であるから、そこでどのようなことが記載されているかが問題となる。

総務省の手引きでは「財団法人等に関する出資割合については、(中略;「法令」)に基づき、監査の対象あるいは調査の対象を判断する際の出資割合として各地方公共団体において整理している割合を用いることとします。」とされている。県はここでも「県の出資比率は、総務省の手引きに従い、あくまで団体の「基本財産」に対するものとし、島根県信用保証協会も例外としない。」とする。理由は「県において、団体に対する県の出資等比率は団体の基本財産に対する県の出資等の割合としており、島根県信用保証協会もこれによって比率が算出されている。」とのことであった。もう繰り返すまでもないが、会計的に不統一の「基本財産」

の語を用いること、特に信用保証協会の「基本財産」のみが他と異なる概念であることを考えれば、この理由は県が信用保証協会を「例外として扱う」理由に他ならない。上記提案した①~③のいずれかの対応をしていただきたい。

	I			
No.	2		部局名	土木総務課
概要	島根県土地開発公社(以		人下、この項	において公社という)の
	在り方を検討すべきである		٥	
	現監査			
是正済	是正済みか否か 是		こいる	
今後の改善の余地		あり		
指摘事項・意見区分		意見		

【17-21、33、34】と同じである。

なお、平成 21 年度以降、政策企画監室が是正措置を毎期検証している ことは高く評価できる。

(公社の借入金などあり方についての根本的な提言は【17-21、33、34】 の項にまとめており、引き続き検討が必要である。)

(土木総務課)

平成22年3月から平成23年9月までに行った「用地取得業務の今後のあり方に関する検討会」の検討結果に基づき、平成24年度から平成26年度までの評価期間に、県職員の減員分を公社からの出向で補う方式による体制で業務を行なったところ、制度の有効性が認められたところである。

県の再任用制度による経験者職員 の確保の状況も踏まえ、引き続きフォローアップ会議を開催し、改めて 公社に期待する役割に応じた公社組 織のあり方を公社とともに検討して いく。

No.	3		部局名	港湾空港課
概要	資金運用規定の制定が望		ましい。	
	現監査			
是正済	是正済みか否か		こいない	
今後の改善の余地		あり		
指摘事項・意見区分		意見		

出雲空港ターミナルビル(株)は、措置状況において、多様な資金運用をすることは想定していないため資金運用規定の制定は行わないとしているが、これが資金運用規定を制定しない理由にはならない。そもそも資金運用規定は、組織が資金運用を行う上で必要な手続き・方針を定めることによって、当該組織の金融資産を安全かつ健全に管理し、資産の適切な保全を図るために必要なものであり、担当者の判断の拠り所になるものでもある。

確かに、出雲空港ターミナルビル(株)は金融資産としては預金を保有しているのみであり、この点のみを考慮すれば資金運用規定制定の必要性はさほど高くないとも言える。しかし、預金のみを持ち続けるにしてもペイオフの対策を考える必要があり、さらに今後会社を取り巻く状況の変化に伴い他の金融資産で資金を運用する可能性がないとは言えない。そのような状況に直面した際にどのような方針及び手続を経るかを

(港湾空港課)

出雲空港ターミナルビル株式会社 において、ペイオフ対策を含めた「債 権等運用管理規程」を制定し、平成 27年6月12日に施行した。 会社内部のルールとして明文化しておくことは必要であると考えられる。

今回のヒアリングでは、資金運用を行うことになれば社長決裁後取締役に報告することになっているとの回答を得たが、そのような内部の判断過程及び承認手続きが存在するのであれば、その手続きを明文化しておくことが望ましい。

会社の実情に応じた資金運用規定の制定について検討していただきたい。

No.	4		部局名	港湾空港課
概要	資金運用規定の制定が望		!ましい。	
	現監査			
是正済	是正済みか否か 是		こいない	
今後の改善の余地		あり		
指摘事項・意見区分 指指		指摘事項		

石見空港ターミナルビル(株)は、出雲空港ターミナルビル(株)同様、措置状況において多様な資金運用をすることは想定していないため資金運用規定の制定は行わないとしているが、出雲空港ターミナルビル(株)と異なり、預金及び国債のみならず株式まで保有している。にもかかわらず、多様な資金運用をすることを想定していないというのは理解できない。また、前回の監査報告書において、「リスクの少ない効率的な運用を行う」という資産運用方針が記載されていることと、今回株式を保有しているという点で矛盾を感じざるを得ない。確かに株式を保有することがそのままハイリスクにつながるものではないが、株式は一般的にリスク資産と言われるように、国債等とは異なり、元本回収が保証されない金融資産である。

今回のヒアリングでは、昨年6百万円のANA株を購入したが、あくまでも株主優待券での出張利用が目的であり株の売買目的ではないこと、また定例取締役会で報告もしているとの回答を得たが、売買目的であろうが株主優待目的であろうが株式というリスク資産に投資していることに何ら変わりはない。また、定例取締役会に報告しているとはいえ、事後の手続に過ぎない。6百万円という金額は、石見空港ターミナルビル(株)の財政状態及び経営成績に照らして決して僅少な金額ではない。

資産運用の重要性を認識し、根本的な資金運用の方針並びに資金運用 にあたっての事前・事後の手続を明確にし、社内ルールとしての資金運 用規定を制定していただきたい。

VI 平成 21 年度監査について

1 債権の管理・回収について

No.	1	部局名	審査指導課
概要	適切かつ効率的な貸付金	②回収業務の	実施のためには、「貸付
	金管理回収業務」を一括し	て総務課(予算主管課)で行うなど、

(港湾空港課)

石見空港ターミナルビル株式会社 において、資金運用規程等を策定し ていくことで、平成27年6月2日の 取締役会において承認された。

今後は年内をめどに、諸規定の改 定と合わせ、運用規程について取締 役会にて制定していく。

(審査指導課)

所属の未収金債権の適切な管理や 早期回収に向け、新たに次の事項に

	担当課の抜本的な見直しも検討すべきである。				
	現監査人の見解				
是正済みか否か		是正されている			
今後の改善の余地		あり			
指摘事項・意見区分		意見			

島根県は、平成22年7月に、全庁的に債権管理の適正化を推進するために、「島根県債権管理会議」を設置した。そして、同会議の主導のもと、各所属の債権管理体制の強化や債権回収業務の外部委託、債権管理マニュアル等の策定、弁護士の指導・助言を得るための法律相談事業等を実施し、債権の現在額を平成22年度から平成25年度までで44億1200万円削減した。

しかし、島根県は、平成25年度末において、依然として568億6100万円 (うち未収金19億5600万円)もの多額の債権を有しており、より効率的、 効果的な債権回収に向けた見直し等が必要と思われる。

また、島根県出納局が未収金を有する各所属に対して実施した平成26年8月及び11月のヒアリング調査によれば、①全ての未収金回収業務を一元化することについては、「完納まで生活指導が付随しており、一元化による機能的な回収は不可」、「債務者のプライバシーに慎重な配慮が必要で一元化は不可」、「基本的に経済状況が厳しい人に貸し付けており、一元化しても回収困難」などの理由により、反対の意見が趨勢であった。また、②未収金のうち回収困難案件のみ一元化することについては、「完納までの生活指導が付随していることや、債務者のプライバシーに慎重な配慮が必要」などの反対意見がある一方で、「所属での交渉が困難(県外在住者、破産者、クレーマー等)であり、一元化か外部委託が望ましい」など賛成する所属もあった。

以上のとおり、現時点では、島根県において債権回収業務の一元化を図ることには、回収業務に生活指導的要素が介在しており両者を切り離すことが望ましくないことや、債務者のプライバシーに係る問題があること、一元化しても回収困難が予想されることなど、解決すべき様々な課題があり実現可能性がないと言わざるを得ない。

したがって、島根県においては、引続き、「島根県債権管理会議」主導のもと、各所属の債権回収業に対する支援、指導を充実させ、より効率的、効果的な債権回収に向けた取り組みを継続されたい。

取り組んだ。

- ①今後の未収金回収の推進に係る全 庁的な取組方策の各部局等への通 知と説明
- ②毎月末の未収金データの各部局等 への提供
- ③債権管理初動対応マニュアルの作 成及び周知

No.	2	部局名	政策企画監室	
概要	業務点検委員会における検討資料として「事情聴取録」を用			
	いるべきである。			
担欧木人の目紀				

現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		

(政策企画監室)

多様な案件があり、画一的な発動 基準を設けることは困難であるが、 案件が発生した場合には過去の事案 との整合性にも留意しながら、適切 に対応する。

<措置内容について>

業務点検員会はH20年5月の医療現場の採血用器具の不適切使用事案の対応についてできた委員会であり、設置要綱によれば、「県民生活に直結する問題等に適切に対応するため、県庁内各部の業務(既に危機管理体制を整備しているものを含む。)を点検し、必要な改善措置を講ずるため」設置することとなっている。具体的には、行政内部において自主的に、二度と同じようなミスや不適切な業務執行によって県民に迷惑をかけることのないよう、原因を究明して再発防止策を講ずることを目的としている。

構成員は、知事を委員長、副知事を副委員長とし、教育庁や会計管理者を含む部局長で構成されている。つまり、県の最高レベルのメンバーを集めた会である。召集の判断は知事又は副知事がすることとなっている。

また、「作業部会」は実際の点検作業を行うためのもので、政策企画 監(政策)を部会長に秘書、広聴広報、人事、財政の各課長その他で構成される。

「事情聴取録」は、人事課が行う、処分を決定するための取調べ記録 のようなものである。業務点検委員会が開催されるケースでは、人事課 とは別に、業務点検委員会も個別で聞き取りを行うことになる。また、

「業務点検委員会(作業部会)には「事情聴取録」を作成した人事課を 所管する総務部長(作業部会においては人事課長)も構成員として参画 している」ことは県の資料で確認した。

<業務点検委員会について>

業務点検委員会について、留意いただきたい点がある。それは、発動 基準が明確でないことである。「県民生活に直結する問題」で全庁的に 対応が必要なもの、というのが県の説明であるが、曖昧である。基準が 曖昧であれば、最終的には知事判断となり、知事が不要と判断すれば開 催しないことになる。

発動基準を可能な限り明確にすることが望まれる。

No.	3	部局名	出納局、	財政課
概要	出納局、財政課、監査委	:員監査それ	ぞれが求	める債権の報告
	資料を統合すべきである。			
and the last the same				

現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されていない		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		

現物を見たところ、措置の記述にある通り、債権管理簿と決算統計「12 表」は数値の共通化は図られ、数値も適正に転記されているが、その転記は手作業で行われている。また、転記作業の正確性のチェックも、依然として紙ベース(マンパワー)であり、担当者二人で主、副の担当を

(出納局、財政課)

現在、総務省が進めている地方公 会計整備等を踏まえ、費用対効果に 十分留意しながら、データ連動の要 否を検討する。 決めてチェックされている。

システム的な連携ができれば転記ミスをなくし、効率化にもつながる。 国の公会計制度の動向を見ながら、決算統計と債権現在額報告書のデータの連動を進めることが望まれる。

No.	4		部局名	農業経営課	
概要	事後検証を意	識した資料	保管に努め	るべきである。	
	現監査人の見解				
是正済みか否か 是正されて		こいる			
今後の改善の余地 あり					
指摘事項・意見区分 意見		意見			

事後検証は、当該業務が適切に行われたかを第三者が検証するものであり、島根県もあらゆる形で組織内部において事後検証を行っている。この際に検証の拠り所になるのは実際に業務で使用した根拠資料である。この資料がなければ事後検証による業務の有効性及び効率性の確認が著しく困難となる。さらにこのような根拠資料は、事後検証のみに必要なものではなく、島根県のように人事異動が頻繁に行われるような組織においては、後任者の判断の拠り所になるものであり、後任者ひいては組織全体の業務の効率性にもかかわるものである。

平成20年度以降の補助事業においては、事業実施後3年間は写真の提出等を含めた実施状況報告書の提出を義務付け、事前申請書類等も含めて書類の保存を行っている。今回の監査も事後検証にあたるものであるが、必要書類はすべて順序立てて保管されており、前回の監査に対する措置状況に問題はなかった。なお、担当者がそれぞれの業務を適切に行うためにも、さらに事後検証をより効果的かつ効率的に行うためにも、業務上必要な書類や手続を定めた内部のチェックリストを用いることを検討していただきたい(【23-05】参照)。

(農業経営課)

企業の農業参入を促進する補助金について、補助金交付申請時・実績報告時に必要な書類のチェックリストや、補助金交付申請の際の内容審査用のチェックリストを、平成27年4月に作成し、運用を開始した。

No.	5	部局名	出納局、財政課
概要	債権残高報告の様式を統一することで効率化を図るべきであ		
	る。		

.00		
現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されていない	
今後の改善の余地	あり	
指摘事項・意見区分	意見	

【21-21】と同様であるが、医療政策課の所管するH25年度末に債権残 高のある個別の看護学生修学資金のうち、以下の4件について、債務者 の状況変化の確認と更新等の正確性を見るため、それぞれ右側の証憑と の突合を行ったところ、特に問題となる事項は発見されなかった。

「H17-看8」返還免除申請書、当初の貸与申請書(添付書類を含む) 「H15-看8」在職証明書 (出納局、財政課)

前記No. 3と同じ。

「H21-看11」在職証明書

「H23-特看6」就職の届出(貸与規則22条9号、添付書類を含む) 現物を見たところ、措置の記述にある通り、数値の共通化は図られ、 数値は適正に転記されているが、すべて手作業である。【21-21】と同様 に、システム的な連携ができれば転記ミスをなくし、効率化にもつなが る。国の公会計制度の動向を見ながら、決算統計と債権現在額報告書の データの連動を進めることが望まれる。

対象部局名	医療政策課
指摘事項・意見区分	意見

今回サンプルとして証憑との突合を行った4件のうち1件で、県のミスによって看護学生修学資金の返還義務が免除される要件である、指定された医療機関(以下、指定機関と称す)での勤務の継続が途切れてしまい、県が修学資金の一部返還を求めざるを得なくなったケースがあった。

看護学生修学資金貸与規則によると、指定機関において引き続き5年間、看護職員の業務に従事したときは債務の全部を免除するとなっている。指定機関は貸与時の規則で判断される。このケースは、県立の指定機関に3年間従事した後、現在の規則では指定機関の条件を満たすものの、貸与時の規則では指定機関でなかった県立の他の医療機関に人事異動で転勤となり、返還免除の要件を満たさなくなったものである。

このケースが問題なのは、県の人事異動による転勤が原因であること、本人は、返還義務が気になったので人事異動の際に、県に確認したのだが、県は転勤先も指定機関であるから問題ないとの回答をしたことである。

今後、このような返還義務が生じる事例は条件的に可能性がないとのことだが、今回の事例は県のミスにより、本来払わなくてもよい金銭を県に対し支払わせることとなった、本来であれば訴訟の対象となってもおかしくない事例であり、県行政の信用の失墜も懸念された事例である。これを教訓に、奨学金事務に限らず全ての部署が、県民、職員への債権については、独断での判断をせず上司に確認するなど慎重に対応し、運用の改善を図ることを期待する。

医療政策課においては、過去の監査で好事例とされた農業大学校の奨学金債権管理マニュアルを基に、スケジュール表などの形で手続きに誤りがないよう奨学金債権管理ノウハウの共有化が図られているのであるから、その運用の徹底を図っていただきたい(【21-12】参照)。

Ⅷ 平成22年度監査について

ヒューマンリソースの育成及び評価、それらの双方向性について

No.	1	部局名	学校企画課	
概要	人事評価結果の処遇等への活用の有り方について検討すべき			
	である。			

(医療政策課)

平成 27 年度時点で指定機関への 就業による返還猶予を行っている貸 与生は全て平成 16 年の規則改正後 の貸与生であり、今回と同じケース (平成 16 年の規則改正に起因する 事務処理ミス)が生じる可能性はな い。

今後も、転職等による指定機関の 問い合わせがあった場合には、複数 の職員で当該貸与生の就業状況及び 適用規則条文等を確認した上で回答 するなど、誤った教示により貸与生 に不利益を与えることのないよう対 応する。

(審査指導課)

本年6月の会計事務研修において、債権管理に関し判断が困難な事 案等は、上司に相談するなど、より 慎重に対応するよう指導した。

(学校企画課)

教職員の人事評価結果の処遇への 反映方法について、知事部局の動向

現監査人の意見		
是正済みか否か	是正されている	
今後の改善の余地	あり	
指摘事項・意見区分	意見	

前監査人の指摘を受けて、島根県は、平成23年、教育庁内にワーキンググループ等を設け、教育現場の実態に応じた評価結果の活用の有り方や教職員のモチベーションの向上に向けた評価結果の活用の有り方、評価制度の公平性の確保等について検討を行った。

検討の結果、教諭から管理職・主幹教諭への昇任選考や県教育委員会 から派遣する研修者等の人選等に評価結果を活用することを決定し、平 成24年から実際に評価に反映している。

教職員以外の職員の人事評価結果の処遇への反映状況については、知事部局において、管理職の管理職手当に評価結果が反映されるようになっている。ただし、知事部局においても、一般職員の給与等に人事評価結果を反映するところまでには至っていない。

職員の給与に人事評価結果を反映させることには、反映方法の透明性、公平性等を確保しなければならないなど難しい問題がある。ただでさえ 評価の難しい教育職においては、特に、人事評価結果を給与等へ反映することについて慎重な検討が求められる。

現在は、地方公務員法の改正 (H28年4月) に向けて、人事評価をど う活用するかの検討を引き続き行っている。

地方公務員法の改正では、人事評価と処遇の関係について、能力及び 実績に基づく人事管理の徹底ということが法律に明記されている。

したがって、教職員の人事評価結果の処遇への反映方法について、地 方公務員法改正の動向や他の都道府県の状況等を注視しながら、引続き 調査、研究、検討されることを期待する。 や他の都道府県教育委員会の状況等 を注視しながら、引き続き調査、研 究、検討していく。

No.	2		部局名	学校企画課	
概要	教職員の勤務	等時間管理手	法を検討する	べきである。	
	現監査人の意見				
是正済みか否か 是正されて		ている			
今後の改善の余地あり					
指摘事項・意見区分 意見					

前回監査後、島根県は、「教育職員勤務時間適正化プラン(ガイドライン)」を策定して、教職員の勤務時間の適正化に向けた取り組みを始めた。具体的には、校務・業務の効率化やICT化(教職員用ネットワークの整備等)による事務負担の軽減や、学校行事・事業の点検、年次有給休暇等の取得促進、勤務環境の整備、心身の健康の保持増進(統括衛生委員会の設置)に向けた取り組みである。

平成24年には、「教育職員の時間外勤務の縮減に向けての指針」を策 定した上で、各県立学校長に通知し、教職員の時間外勤務の縮減に向け

(学校企画課)

平成26年11月の県立学校長会において、時間外勤務の縮減に向けた具体的な取組例を示し、特に部活動の指導に関する負担軽減、校内での会議の効率化について、具体的なポイントを示して取組みを促した。同時に他県の先進的な取組みを紹介し、幅広い観点から校内体制の改善やワークライフバランスの推進による勤務時間の適正化に取り組むよう求めた。

今後も、平成26年度から全ての県立学校に導入された「校務支援シス

た具体的な取り組みを促している。

こうした取組の成果について平成25年にアンケート調査を行った結果、長時間労働者(月に100時間を超える時間外労働をした教育職員)について、平成24年度に比べて「増えた」と回答した学校が5校あるのに対して、「減った」と回答した学校は14校にのぼり、一定の成果を上げている。ただ、「特に変化なし」と回答した学校が36校あるなど、さらなる取り組みの促進が必要である。ノー残業デーを設けるなどの時間外勤務の縮減に向けた取り組みを「している」と回答した学校は23校であるのに対し、「していない」と回答した学校は32校あるなど、時間外勤務の縮減に向けたさらなる取り組みが必要である。

また、年次有給休暇取得促進のための取組を「している」と回答した 学校は34校であり、取組を「していない」と回答した学校(20校)を上 回っており、一定の成果を上げている。

以上のとおり、「教育職員勤務時間適正化プラン」等による取組により、教職員の時間外勤務の縮減や有給休暇取得促進について一定の成果が出ているものの、特に時間外勤務については、取組方法の改善等を含めて、さらなる取り組みの促進が必要と思われる。教職員の長時間労働は、教職員の注意力を減退させ、学校事故を引き起こす危険性があるばかりか、教職員自身の心身を蝕む危険性もある。

したがって、島根県に対しては、教職員の勤務時間の適正化等(組織 体制の見直しや学校事務のさらなる効率化等による時間外勤務の縮減や 有給休暇の取得の促進)に向けたさらなる改善を求める。 テム」の活用を進めながら校務の効率化を図るとともに、管理職を通じて時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進について働きかけていく。

No.	3		部局名 学校企画課・情報政策課			
概要	パソコン代替機の適正な管理・運用に努めるべきである。					
	現監査人の意見					
是正済みか否か 是			是正されている			
今後の改善の余地			あり			
指摘事項・意見区分 意						

パソコンの代替機については、平成24年度から、知事部局及び教育委員会ともに島根県情報政策課が貸出業務を行っている。島根県情報政策課は、貸出パソコン管理規程を策定し、その規定に基づいて、パソコン代替機の貸出しを行っている。

また、平成25年7月から、パソコン代替機の管理・運用を業者に委託している。島根県は、貸出パソコン管理規程に規定する業務のうち、①貸出パソコンの管理、②貸出パソコンの鍵付の保管庫でパソコン代替機を保管している。代替パソコン1台1台に管理番号シールが添付されており、管理台帳上の番号と照合することで、貸出状況等が適切に把握できるようになっている。貸出状況等については、毎月、業者に報告させている。パソコン代替機のデータについては消去してから返却してもらうようにしており、業者の方でも消去を確認している。

(学校企画課・情報政策課)

平成27年2月16日付けで貸出パソコン管理規程を改正し、管理台帳により貸出パソコンの貸出・保管状況の管理をする旨を明記した。

今後も、パソコン代替機の適正な 管理・運用に努める。

また、パソコン代替機の現物確認についても、島根県情報政策課の職 員2人で年に2回程度現地に赴き、直接確認している。

したがって、島根県においては、貸出パソコン管理規程に基づき、効 率的、経済的な貸出運用が行われており、また、現物確認も適切に実施 されているものと好評価できる。

ただし、貸出パソコン管理規程には、管理台帳を備え置いて代替機を 管理する旨の規定がない。代替機の適切な管理のためにも、貸出パソコ ン管理規程に管理方法について明記するなどのさらなる改善を求める。

Ⅲ 平成23年度監査について

国の経済対策に伴い造成した基金について

No.	1		部局名	しまねブランド推進課	
概要	回収が困難な返納未納金の発生を未然に防止することが必要				
	である				
	現監査人の見解				
是正済	是正済みか否か 是正されている				
今後の改善の余地 あり					
指摘事	指摘事項・意見区分 意見				

この未収金については、現在も未収のままとなっている。会社は休眠 状態であり、事業開始の目途も全く立っていないため、この未収金を回 収することは困難であろう。

他方で、しまねブランド推進課としては業務委託費を、概算払いする 際に、決算書等でこの会社が債務超過の状態にあることを認識し得たが 本人にやる気があったことや、3年スパンの契約であり、将来への期待 もあって概算払いを実施した。

しかし、概算払い(地方自治法232条の5②)は、ただ単に受託者から の概算払いの要望が強いという理由だけでは概算払いをすべきでなく、 委託内容、性質等から個別的にその必要性を十分検討した上で判断し、 概算払いの金額、支払時期等を決定することとされており、慎重な運用 が求められている。

したがって、前記事例においては、当該会社が債務超過の状態にあっ た以上、概算払いの金額、時期について、例えば、全額を一括で支払う のではなく、四半期ごとに経営状況等を把握しながら支払うなどの工夫 が必要であったと考えられる。

なお、島根県においては、引き続き、業務委託費支給の必要性、相当 性を慎重に検討するとともに、業務委託費の概算払いを実施する場合に おいては、概算払いの必要性や概算払いの金額、支払時期等を慎重に検 討した上で実施するなどして、概算払金の精算に際して回収困難な未収 金が発生しないよう取組みを継続されることを求める。

(しまねブランド推進課)

概算払いについては、同様の業務 に対する履行実績等も見ながら慎重 に判断を行っている。

また、一括払いは行わず、履行状 況等を確認しながら、必要に応じ数 回に分けて支払いを行っている。

(審査指導課)

平成 27 年6月の会計事務研修に おいて、概算払いを行う場合は、そ の必要性を十分検討して判断するよ う指導した。

No.	2	部局名	青少年家庭課
概要	補助金交付の際の申請書	類の入手及	び保管に不備がある

(青少年家庭課)

事務処理の効率性と適正な実施の

現監査人の見解				
是正済みか否か	是正されている			
今後の改善の余地	あり			
指摘事項・意見区分	意見			

補助金交付の際には、補助対象事業者間の公平を期すためにも交付要綱に沿った事前の書類の入手及び適切な事前審査が不可欠であり、また、事後検証のためにも必要書類の保管は徹底されていなければならない。

今回の監査において、補助金交付申請にかかる一連の資料及び実績報告書を確認したところ、前回指摘のあった工事費等の見積詳細内訳の入手及び保管状況はもとより、金額の算定根拠も含めた資料や実績報告書などの保管状況も良好であった。

しかし、補助金交付申請以前に各担当者が補助金交付に関する申請書の下書チェックを行うチェックリストが存在するはずであるが、一部紛失していることが判明した。該当補助金に対する他の一連の資料を閲覧したところ特に問題はなかったが、行った業務の証跡を示すチェックリストは事後検証のためにも、また当該業務を引き継ぐ後任者が効率的に業務を行うためにも必要である。各担当者により資料入手の漏れあるいは判断の相違が生じないよう独自にチェックリストを作成し活用している点は大いに評価できる点ではある。このチェックリストをさらに有効なものとするためにも再度資料の適切な保管に努めていただきたい。

双方の観点から、チェックリストを 作成するものと、チェック項目が少 ないなど作成の必要がないものを分 類し、補助事業の検証にチェックリ ストが有用なものについては、補助 金ごとに作成し、資料の適切な保管 に努める。

区 平成24年度監査について

No.

1

出資等法人に関する財務事務について

- ・有価証券及び預金の資産管理の問題点
- ・指定管理者制度に関する制度の整備・運用状況

概要	出資等法人の預金運用に関し、ペイオフ対策を徹底すべきで				
	ある				
	現監査人の見解				
是正済。	みか否か	是正されている			
今後の改善の余地		あり			
指摘事	項・意見区分	意見			

部局名

人事課

島根県は、前回監査の指摘を受け、平成25年8月5日付人事課長「債券等運用規程に定める主な項目」において、資金運用における基本的な考え方や債券等運用規程に定めるべき主な項目を例示し、各外郭団体に通知している。この通知の中には、ペイオフ対策に係る条項も含まれており、この点では前回監査の指摘に沿った措置がなされているといえる。また、毎年17団体については島根県が自ら経営評価をしており、その経営評価前のヒアリングで規定の運用状況について確認している。さらに、各外郭団体の資産運用担当者を集めて平成25年11月には外部講師による資金管理に関する研修会を開催して資産運用規定作成の必要性を周知している。

(人事課)

各団体の規程を人事課に集約する ことにより、可能な範囲において情 報の有効活用ができる体制とした。 しかし、今回の監査において外郭団体の資産運用規定を確認したところ、いまだに規定の内容が不十分であったり(【24-19】、【24-51】参照)、そもそもの規定自体が作成されていないケース(【20-24】、【20-25】参照)も見受けられた。

島根県が出資等の財政援助を行っている外郭団体の資産は、全てではないにしる県民の税金がその源泉となっているものがあるはずであり、その資産が適切に保全され、どのように運用されるかは県民の大きな関心事である。

各外郭団体はもとより、島根県としても資産保全の重要性を自覚し、 今後も各外郭団体がそれぞれの実態に応じた自主的かつ健全な資産運用 規定を作成するよう継続して指導・関与していく必要がある。

No.	2		部局名	財政課
概要	出資等法人の余剰資金の活用に向けて資金を共同運用する			て資金を共同運用する体
	制を検討すべきである。			
		現監査	人の見解	
是正済みか否か 是正されて			ていない	
今後の改善の余地あり				
指摘事項·意見区分 意見		意見		

指摘時点で、監査対象となった22団体(出資等法人、以下法人と称す)の金融資産合計は580億円余りである。事業投資や県財政への還流、金融資産のままでの運用など、形態を問わず、この資産を最大限に有効活用するにはどうすればよいか、を考えた際に、①金融資産のままでより高い運用益を上げつつ、②県債という形で県財政に還流させよう、という2つの目的を同時に達成できるように提言されたのがこの指摘である。確かに、①の面だけを考えると、県の措置内容にもあるように、島根県債での運用を基本とする限り、運用委託料に見合った運用益を上げることは難しいかもしれず、個々の法人が現状通り自前でポートフォリオを組み、個別に運用を行い、運用益で管理費を賄うという選択も致し方ないものと考える。

しかし、②の面ではどうであろうか。個々の法人に運用を任せれば、 県債の引き受けという選択肢は他の運用方法と同列になり、県財政への 寄与ができない。

県は措置内容のような回答をする以上は、この580億円の有効活用に向けて創造的な解決案を提示する必要がある。

この点、監査で財政課に確認をしたところ、以下のような考えを聞く ことができた。

- i) 寄付の依頼
- ii) 法人への県債引き受けのお願い、発行情報の提供
- iii) 県との共同事業の実施(県事業への資金提供)
- i)はH24年度監査の中でも出ている考えであり、効果は大きいが種々

(財政課)

県事業を実施する際には、関連する出資等法人とよく連携し、協力しながら取り組むこととし、現在実施している以下の取組みについて、今後も継続して行っていく。

- ①出資等法人の安定的な資金運用の 観点から、島根県債を円滑に購入 できるよう、法人に対する島根県 債に関する情報提供などのサポート
- ②出資等法人の実情を踏まえ、県と 出資等法人が密接に連携して行う 県事業について、法人に一部負担 を求める。

の障害があり実現可能性は低い。

- ii) は県からの発行情報の提供を受け、数団体で島根県債の購入を行った実績がある。県としては今後も外郭団体に対し、発行情報の提供や 県債の購入を働きかけていく。
- iii) に関しては、H24年の報告書の中にはないアイデアであり、県が行う委託、補助、貸付などの逆パターンで、県事業に法人の資金を活用するもので取組事例も見られる。効果は高いと思われるし、県と一体となった戦略投資であれば、投資機会に乏しく資金を守っているような法人にも行動を促せると思われるので、より範囲を広げて引き続き取り組んで欲しい。

No.	3		部局名	地域政策課	
概要	公益財団法人しまね海洋館は、有価証券運用を明文化すべ			証券運用を明文化すべき	
	である。				
	現監査人の見解				
是正済みか否か 是正されて			ている		
今後の改善の余地あり					
指摘事項・意見区分 意見		意見			

今回の監査において「公益財団法人しまね海洋館財産管理運用規程(以下、規程)」及び「公益財団法人しまね海洋館資金運用要綱(以下、要綱)」を確認したところ、運用可能な金融商品は明文化されており、前回監査の措置状況としては問題ないと判断した。ただし、要綱のなかで「運用に係わる金融商品について、満期に至るまで継続することができない特別な事情が発生したときは、理事長は、事務局に適切な措置を講じさせなければならない」となっているが、この措置を講じた場合に確実に次回定例理事会に報告できるよう、取り扱いを明記することが望ましい。

また、投資の期間については規程及び要綱のなかでは明文化しておらず、指定管理者であるため内部的なルールとして指定期間を超えない運用をするようにしているとのことであり、この点については合理的と考えられるが、今後担当者が変わった場合に利率が有利であるという理由だけで長期投資に手を出す担当者もいるかもしれない。よって、取り扱うことのできる金融商品の運用期間も上記要綱に明記することが望ましいのではないかと考える。

(地域政策課)

公益財団法人しまね海洋館において、監査人からの意見を踏まえた「公益財団法人しまね海洋館債権等管理 運用規程」を制定し、平成27年4月 1日に施行した。

No.	4	部局名	地域政策課		
概要	公益財団法人しまね海洋館は、ペイオフに関する規定の策定				
	とペイオフ対策をすべきである。				
現監査人の見解					

現監査人の見解是正済みか否か是正されていない今後の改善の余地あり

(地域政策課)

公益財団法人しまね海洋館において、ペイオフ対策を含めた「公益財団法人しまね海洋館債権等管理運用規程」を制定し、平成27年4月1日に施行した。

指摘事項・意見区分

意見

今回の監査において担当者にヒアリングを行ったところ、ペイオフの対策としては預け先の金融機関の状況を確認したりするのみで、特に預金を分散して預け入れる等は行っておらず、ペイオフに関する規定も未策定であるとのことであった。

確かに、現在の状況下でペイオフ対策をすることに現実味が感じられないのは理解できるが、常に起こるべきリスクを想定しながら団体運営を行うことは重要なことであるため、安全を期してペイオフ対策の規定を財産管理運用規程や資金運用要綱に盛り込む必要がある。

なお、この点について、しまね海洋館の担当者はペイオフ規定策定の 意欲はあるものの、どのように規定を策定していいのか不明であり他団 体を参考にしたいとのことであった。このことについては、各団体がそ の実情に応じて自主的に決定すべきものではあるが、島根県としても各 団体の資産運用規定を保有しているため、他の法人の事例を参考にしな がらより積極的にコミュニケーションを図り、必要な指導を行えば、当 該資産運用規定の問題のみならず、より効果的かつ効率的な外部団体の 管理を行うことができるものと考えられる。

No.5部局名文化国際課概要公益財団法人しまね国際センターは、有価証券のタイムリーな時価認識について仕組みを整備すべきである。

現監査人の見解是正済みか否か是正されている今後の改善の余地あり指摘事項・意見区分意見

今回の監査では、上記措置の①から④の手続が実際に行われているかどうかの観点で監査を実施した。その結果、担当者が毎日債券市場の動向を注視するとともに適宜時価を確認し、通常の事務処理の中で必要事項については内部でコミュニケーションを図りながら有価証券の運用を行っており、必要な資料は保存されていることが確認できた。また、有価証券運用に関する決裁権者である理事長は週一回の勤務であるため、状況に応じて携帯電話で連絡しており、その際のやりとりも記録として残しており、前回監査の措置として問題はないと判断した。

なお、平成25年度に規定を改正しペイオフ対策を盛り込んだほか、投 資可能な外国債を $AA \rightarrow AAA$ にすることとし、より安全性を重視した 規定にしている点でも評価できる。

以上のように、当団体の有価証券管理体制に特に問題はないが、上記のような日常の事務処理については規定で明文化されていない。確かに日常の些細な事務処理まで規定に盛り込むのは難しいと考えられるため、担当者が変わった場合のためにも内部マニュアル等の形で残しておいていただきたい。

(文化国際課)

公益財団法人しまね国際センター において、平成27年3月6日付けで 資産の管理・運用事務の取扱いにつ いて明文化した。

No.	6	部局名	保健体育課	
概要	公益財団法人島根県体育協会は資産運用規程(案)を策定す			
	べきである。			

l l				
現監査人の見解				
是正済みか否か	是正されている			
今後の改善の余地	あり			
指摘事項·意見区分	意見			

平成24年度の包括外部監査の指摘を受け、平成25年の5月に島根県体育協会に平成25年度内に規程を整備するよう通知しているが、平成27年1月現在において規定(案)自体は作成されているものの未だ施行に至っていない。今回の監査では「公益財団法人島根県体育協会資産運用規程(案)」を確認したところ、管理体制、運用方針、手続、緊急事態対応等必要な事項が網羅されており、他の部署の見本となる整備された規程となっていた。同様の指摘を受けた他の団体に比べて指摘への対応が遅れている点で問題はあるが、当協会の実情に応じた工夫がなされており対応状況としては問題ないと判断した。

今後の対応としては、平成27年3月開催予定の理事会の決議を経て平成27年4月1日に施行予定とされている。

島根県としても、このような好事例を情報として蓄積し、共有するような体制構築に努めていただきたい。

(人事課)

前記No. 1と同じ。

No.	7	部局名	農畜産振興課
概要	公益社団法人島根県畜産	E振興協会は	、有価証券投資を行うの
	であれば詳細な運用規定を	策定すべき	である。
	•	•	·

現監査人の見解是正済みか否か是正されていない今後の改善の余地あり指摘事項・意見区分意見

平成24年度の包括外部監査の指摘を受け、未だ案を作成している途中であり、資産運用規定の制定には至っていないのが現状である。今回の監査においてヒアリングしたところ、平成26年度末の理事会までに作成して理事会の承認を得たいとのことであった。そこで、今回の監査においては当該「案」を確認したところ、島根県人事課が示した「債券等運用規程に定める主な項目」で重要であると考えられる非常時の対応(危機管理)を規定する条項もなく、内容としては不十分であると言わざるを得ない。

また、当団体はJA島根県信連へ多額の預金をしており、ペイオフ対策も十分になされているとは言えない。この点については、信連への預金残高に応じて交付金を助成してもらうというメリットや、生産者との

(畜産課)

公益社団法人島根県畜産振興協会 において、ペイオフ対策を含めた「資 金運用管理規程」を制定し、平成27 年3月27日に施行した。 取引上のメリットがあるとのことであるが、資産運用の安全を期すため に今一度ペイオフ対策について検討していただきたい。

JA信連の統合が当団体の運営に与える影響は大きいため、その状況 が確定するまで資産運用規程の策定が難しい面はあるかもしれないが、 再度団体内部において協議を行い、規程内で定める必要事項を整理し、 当団体の実情に応じた資産管理規程の制定が望まれる。

No.	8		部局名	林業課		
概要	公益社団法人島根県林業公社(以下、この項において公社と					
	称す)の抜本的	称す)の抜本的な経営改善計画を立案すべきである。				
	現監査人の見解					
是正済みか否か 是正されている						
今後の改善の余地 あり						
指摘事	項・意見区分	意見				
	•					

公社はH25年度に外部検討委員会からの提言を受け、「第4次島根県林 業公社経営計画」を策定した。その概要は以下のとおりである。

- ・すでに主伐による木材生産・供給を開始できる状況にあり、経済効果、雇用創出、公益的機能を考慮すれば主伐を開始すべき
- ・上記の効果を得るために国、県、市町の支援が必要
- ・バイオマス利用による増収(林地残材(枝葉)の利用)
- ・不成績林等の処理(契約解除)
- ・生育状況と需要に対応した生産手法の導入(合板は良質木材の必要 は無いので、手間をかけず経費削減)
- ・日本政策金融公庫からの借入金を繰上償還し、将来の利息を減らす この計画には、H24年度監査でも提言した公益的機能の認識と県民理 解のための情報開示が盛り込まれている点では評価できる。

しかし、H25年度末時点でも県は公社に対し、貸付金約319億円、出資金約2億円、計約321億円を投資している。

さらに、事業費への補助金が毎期2億弱、市中銀行や日本公庫からの借入を県からの借入に借り換えるための新規貸付が毎期7~8億程度、計10億の維持支出が当面必要になっている。

しかも長期経営計画は、様々な経営改善施策は盛り込まれてはいるが、 70年間トータルで依然として160億円の赤字計画となっており、これはそ のまま県債権の貸倒れとなることが予想される。

これをどう捉えるかであるが、分収造林は事業開始当初から超長期の 事業で、非常にリスクの高いベンチャービジネスであったが、当時その 意識は希薄であったし、国策でもあったため、今回の計画から当時の投 資意思決定を今さら責めることは意味がない。実際、戦後のハゲ山に木 を植えるという公益目的は充分達成したと言え、今後も公益的機能が期 待されることから、投資未回収分以上の非金銭的効果があるともいえる。

しかし、そもそも超長期の計画に信頼性があるだろうか。計画はH95

(林業課)

公社を解散した場合においても分 収造林の中止(契約解除)は困難で あり、その責任は県が引継ぐことに なるため県の財政的負担が軽減する ことは無い。

公社を存続させ、国・県・市町が 支援を継続しながら、経営計画に基 づく経営改善が確実に実施されるよ う公社と一体となって取り組むとと もに、併せて県民の理解を得られる よう引き続き努める。 年までの70年計画であるが、その間には木材価格の変動、貨幣価値の変動などの経済的変化、科学技術の進展、政治的変化なども当然起こる。建材としての木材の需要は減退が避けられないであろうし、同様の林業公社が全国にあることを考えると、一時期に供給が過剰となり更なる価格下落も予想される。逆に国内需要ではなく海外での需要が高まり輸出が引き合う状況も考えられる。また、雇用創出効果といっても、人口減少の中、雇用すべき人がいなければ効果にはならない。この計画は、そうしたマクロの視点でのシミュレーションが一切入っていない。あくまで現在の経済状況や価格を前提としている。現時点で考えうる最大限の情報を入手して状況をさまざまにシミュレーションしても、正確な予測は到底不可能であるから、最終的に公表された数値にならざるを得ないことは理解できる。逆に言えば、絵に描いた餅に過ぎない。

ただ、今回の監査の意見として言っておきたいのは、絵に描いた餅の計画しか作りえないのは致し方ないとして、では、どのような状態になれば分収造林を中止するのか、どのような状態になれば公社を解散するのか、その撤退戦略を明確にすべきではないか、ということである。予測不可能であれば、今回の計画のような楽観的なものと、事業からの撤退を余儀なくされる悲観的なものとの両方を用意しておくのが、将来に対する真摯な態度ではないかと考える。

一般企業でもなかなか撤退基準を設けることはないが、県にはぜひ民間人を含め優秀な人材を招集して、次回計画を待つことなく早速、それに挑戦していただきたいと考える。